

第8期第26回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月25日(火) 午前9時30分から午前10時00分

2. 開催場所 むかわ町産業会館第3会議室及び穂別総合支所委員会室

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	△	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	蠣崎 梓	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 人事異動の発令に関する件

第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第5 報告第3号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件

第8 報告第6号 農地法第3条第4項の規定に基づく意見聴取の回答に関する件

第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第2号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件

第11 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁一事務局長 藤田 浩樹、主幹 松本 和香、主任 佐々木 理人

7. 会議の概要

事務局 総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。
欠席は、15番・田代委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から

議 長	第8期第26回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、3番・小林朋導委員、4番・土屋祐規委員の両名を指名したいと思いますが、鵜川地区よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	穂別地区、よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案3件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、鵜川地区よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	穂別地区、よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 なお、お手元に配布しました追加資料に記載の日程について議案1号から3号までの日程番号を1番ずつ繰り下げております。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「人事異動の発令に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第1号、人事異動の発令に関する件でございます。 議案書1ページになります。 議案に記載のとおり、令和8年8月1日付けで藤野真稔前支局長と長谷山美香主査が併任を解かれ、松本和香主幹がむかわ町農業委員会の職員に任命、主幹を命じられています。以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、鵜川地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議 長	穂別地区、質疑はございませんか。 (発言なし)

議 長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は3ページをお開き願います。 議案書3ページ4ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載しております。合計8件27筆、面積は282,477㎡です。 1番と3番から7番は売買に伴う解約です。 2番は借主の代表者変更に伴う解約で、8番は貸主の意向に解約に至ったものです。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、鶴川地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議 長	穂別地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第5 報告第3号「農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第3号、農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書6ページをお開き願います。 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果について記載しております。 【議案書朗読】 以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議 長	ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
1 7 番	1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
2 3 番	2番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
1 6 番	3番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足は

1 6	番	ありません。以上です。
1 2	番	4 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議	長	ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、鶴川地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議	長	穂別地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第6 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		報告第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は7ページをお開き願います。 【議案書朗読】 なお、買入協議結果については、議案書8ページから11ページに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、鶴川地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議	長	穂別地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第7 報告第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		報告第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は12ページになります。 先月の農業委員会総会で承認いただきました農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、議案書12ページに記載のとおり、むかわ町の公告がされま

事務局	したことを報告いたします。 なお、議案書 13 ページ 14 ページに北海道農業公社からの認可申請及び計画一覧を添付しておりますのでご確認願います。以上で報告第 5 号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 5 号について、鶴川地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議長	穂別地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしと認め、報告第 5 号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第 8 報告第 6 号「農地法第 3 条第 4 項の規定に基づく意見聴取の回答に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第 6 号、農地法第 3 条第 4 項の規定に基づく意見聴取の回答に関する件について、ご説明いたします。 議案書は別に配布した追加資料をご覧ください。追加資料 1 ページ目をお開き願います。 後ほど議案第 1 号で詳細を説明いたしますが、[REDACTED]に関して、今回、農地所有適格法人から一般法人に農地法上の法人の取り扱いとしての変更がありました。一般法人の場合は、農地法第 3 条第 4 項の規定に基づき、むかわ町長に対して意見を求めることになります。 追加資料 2 ページをお開き願います。 回答書の日付は令和 8 年 8 月 20 日となっており、委員皆様への議案発送が 18 日であったため、当日配布になりましたことをご了承願います。 2 ページに記載のとおり、町からは借主の[REDACTED]が町の農業振興を図る上で特段支障がないなど異議がない旨、回答がありましたので報告いたします。 記載はされていませんが、貸主は[REDACTED]の[REDACTED]です。以上で報告第 6 号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 6 号について、鶴川地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議長	穂別地区、質疑はございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしと認め、報告第 6 号は原案どおり承認することに決定いたします。

議長

続いて、日程第9 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

【議案書朗読】

申請理由は、相手方の要望により賃貸借となりますが、詳細についてご説明させていただきます。

先ほどの報告第2号の合意解約、報告第6号の町長への意見聴取回答でもありました件です。

被設定人の[]は、これまで農地所有適格法人であった法人、[]から、農業経営を引き継ぐ法人であります。

今回、法人の組織再編に伴い、法人の名称が変更されるとともに、出資構成及び役員構成が変更されることとなりました。具体的には、大株主が75%の株式を保有し、役員3名についてはいずれも出資をしていないことから、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさない法人となるものであります。

一方、申請法人に確認したところ、今後、この法人が農地を所有する予定はなく、農地については賃借により農業経営を継続することとあります。

また、従前法人は農地を所有しておらず、現在、耕作している農地についても、農地法第3条の規定により賃借権の設定を受けているものであります。

今回の法人再編に伴い、これら従前法人が有していた農地の賃借について、申請法人に引き継ぎ、引き続き同じ農地で農業経営を行うため、農地法第3条の規定による賃借権の設定について申請されたものであります。

申請法人は、農地所有適格法人ではありませんが、農地法第3条第3項の規定による解除条件付きの賃借として、農地を適正に利用しない場合には契約を解除する旨の条件を付した上で、農地を借り受ける計画となっています。むかわ町では、初めての案件となります。

また、申請内容を確認したところ、農地の利用状況、周辺農地への影響等についても問題はなく、町長の意見でも農業振興上でも特段支障もないことから、引き続き適正な農業経営が行われるものと判断しております。

続いて2番ですが、申請理由は、相手方からの要望により所有権移転、売買するものであります。

続いて3番です。申請理由は、相手方の要望により使用賃貸借するものです。

以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案書17ページから22ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

- 1 8 番 1 番について現地を確認してきましたので、報告します。
事務局の説明があったとおり1番は[]が[]に農地を賃貸する案件ですが、取得後はトマト・ほうれん草・アスパラ・レタスを作付けする計画となっています。
法人の組織再編による案件ですが、農業経営を引き継ぐ法人という事もあり、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 1 9 番 2 番 3 番について現地を確認してきましたので、報告します。
事務局の説明があったとおり2番は[]が[]に農地を売買する案件で、取得後は牧草を作付けする計画となっています。
3 番は[]が[]に農地を使用貸借する案件で、取得後はカボチャを作付けする計画となっています。
これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はございませんか。
(発言なし)
- 議 長 穂別地区、質疑はございませんか。
(発言なし)
- 議 長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、鶴川地区、ご異議はございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 穂別地区、ご異議はございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第10 議案第2号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第2号、農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書は24ページをお開き願います。
【議案書朗読】
1 番から4 番について、農地売買等事業の即売りタイプの売買による所有権移転です。

事務局	図面につきましては25ページから28ページに添付しておりますのでご確認をお願いいたします。 なお、この計画要請の内容は、29ページに添付のあります機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。 続いて議案書30ページをお開き願います。 譲受人はすべて北海道農業公社です。 【議案書朗読】 1番から4番につきましては、農地売買等事業の貸付タイプによるもので買入協議に伴う所有権移転です。所有権の移転時期は、いずれも告示日からとなります。 図面につきましては、31ページから34ページに添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はございませんか。
	(発言なし)
議長	穂別地区、質疑はございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、鶴川地区、ご異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	穂別地区、ご異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第11 議案第3号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書36ページをお開き願います。 【議案書朗読】 1番の申請地は、公簿地目が畑となっており、公簿地目変更登記をするため申請を受けたものです。 現地確認の結果としまして、宅地化となっており農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

事 務 局		議案書 37 ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいます。
議 長		ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2 2 番		1 番について現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、宅地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
議 長		ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑について鶴川地区質疑はございませんか。
		(発言なし)
議 長		穂別地区、質疑はございませんか。
		(発言なし)
議 長		質疑なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり決定することに、鶴川地区、ご異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		穂別地区、ご異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		ご異議がないようですので、議案第 3 号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。

